

境界確定申請の納品物及び確定後の証明について（建設課）

清瀬市では境界確定後、証明書としての書面発行を行っていないので、証明書が必要な場合は別途証明申請が必要になります。

境界確定申請の納品書面及び証明発行用の必要書類は下記のとおりになります。

【 確 定 用 】

- ① 案内図…1部（確定箇所朱線）
- ② 公図の写し（インターネット提供サービスの場合、印付き）…1部
- ③ 土地境界図原図（印付き）…2部
Cm表示（mm切捨）、確定辺長は〇〇m〇〇表示、承諾頂いた地権者名を地番の下に記載。
- ④ ③の図面を $\left(\begin{array}{l} \text{A 3の場合} \rightarrow \text{A 4} \\ \text{A 2の場合} \rightarrow \text{A 3} \end{array} \right)$ に縮小した図面…2部（印付き）
- ⑤ 点検図（印付き）…1部
（辺長、たすき掛け、及び幅員寸法 すべて切り捨てミリ表示）

【 証 明 用 】

- ① 市道区域標示証明願（申請者はどなたでも可）…証明に必要な必要部数+1部
※公道内の境界証明、区域証明は上記申請書にてお出ししています。
※公道以外（道路予定地・水路等）の境界証明は市有公共用地境界証明願にてお出しします。（申請人は土地所有者に限ります）
- ② 案内図…証明に必要な部数+1部（証明箇所朱線）
- ③ 公図の写し（登記情報提供サービス可）…証明に必要な部数+1部
- ④ 土地境界図原図（作成者（資格者）の押印があるもの）…証明に必要な部数+1部
※+1部は当市控え用です。お忘れの無いようにご用意ください。

※証明願はすべて原本でご提出ください。（コピー不可）

お問合せ先

〒204-8511 清瀬市中里五丁目 842 番地

清瀬市都市整備部建設課道路係

TEL : 042-492-5111 (内 3223)

042-497-2095 (直通)

FAX : 042-492-2415

E-mail : do_koutsu@city.kiyose.lg.jp